

監査委員公表第2号

財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により公表する。

令和2年1月31日

戸田市監査委員 小川千恵子  
戸田市監査委員 竹内正明

令和元年度

財政援助団体等監査結果報告書

戸田市監査委員

令和2年1月31日

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等監査を実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり決定した。

## 1 監査対象

### (1) 所管課

市民生活部 協働推進課

### (2) 財政援助（補助金等交付）団体

公益財団法人 戸田市国際交流協会

### (3) 補助金の名称及び平成30年度交付額

公益財団法人戸田市国際交流協会補助金 36,772,000円

## 2 監査期間

令和元年12月10日（火）から令和2年1月24日（金）まで

## 3 監査対象範囲

原則として、平成30年度の事業を対象とする。ただし、現金等及び備品保管状況は、現年度も対象とする。

## 4 監査方法

監査方法は、書類審査、関係者への質問、現地での照合（証憑突合、帳簿実査及び計算突合等）及び実査（事実の存否についての現物検証）を実施した。

## 5 監査項目及び主な着眼点

補助等の対象となっている事業が目的に沿って適正かつ効果的に行われているかを主眼として監査を実施した。

### (1) 所管課関係

ア 補助金の決定、交付目的、補助対象事業の内容、額の決定、交付方法、時期、手続

等は適正か。

イ 補助金の効果及び条件の履行の確認は実績報告書等により行われ、適切に審査しているか。

ウ 補助金交付団体への指導監督は適時適切に行われているか。

(2) 財政援助団体関係

ア 補助金の交付申請書の提出及び補助金の請求、受領は適時に行われているか。

イ 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助対象事業以外に流用されていないか。

ウ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

エ 補助金に係る収支の会計経理等は適正か。

オ 補助金の実績報告書の内容は実績を十分把握でき、また、提出時期は適切か。

カ 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還時期等は適切か。

6 監査の結果

適正に行われているものと認められた。

(1) 市民生活部 協働推進課

戸田市補助金等交付規則及び戸田市友好交流関係団体事業補助金交付要綱に基づく補助金の算定及び交付方法等について、関係書類等を調査した結果、いずれも適正に行われていた。

(2) 公益財団法人 戸田市国際交流協会

事業計画と実施した事業内容に係る関係書類及び補助金に係る収支の会計経理事務に係る関係書類等を調査した結果、いずれも適正に行われていた。

なお、事務処理上留意すべき事項のうち軽易なものについては、監査実施の際、関係職員に口頭で改善等の指示を行った。